

## 掛川市公告

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月5日

掛川市長 松井三郎

1 名称

菖蒲ヶ池公園

2 区域

別紙図面のとおり

3 位置

掛川市菖蒲ヶ池1番113

4 供用開始の期日

平成27年2月1日

5 その他

別紙図面を掛川市地域支援課に備え置いて縦覧する。

(別紙図面略)